

購買基本契約約款 変更条文対照表

2026 年 1 月 1 日 実施

変 更 前	変 更 後
(委任・下請) 第 7 条 受注者は、物品の製造・納入の全部を一括して第三者に請負わせ、または委任させてはならない。ただし、あらかじめ書面により、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。 2 前項ただし書きにより発注者の承認を受けた場合であっても、受注者は、その<u>下請人等第三者</u>（以下「<u>下請負人等</u>」という。）の行為について、発注者に対し一切の責任を負う。 3 受注者は、受注者の<u>下請負人等</u>に対して、物品の製造・納入、安全の確保、公害の防止、環境の保全、秘密の保持、個人情報の安全管理等に関し、個別契約に定める受注者が負う義務と同等の義務を課すものとする。 4 受注者の<u>下請負人等</u>が物品の製造・納入にあたり十分な能力を有していないと認められるとき、または、その業務に関し法令に違反したときは、発注者は受注者に対しその理由を明示して必要な措置をとることを求めることができる。	(委任・<u>請負</u>) 第 7 条 受注者は、物品の製造・納入の全部を一括して第三者に請負わせ、または委任させてはならない。ただし、あらかじめ書面により、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。 2 前項ただし書きにより発注者の承認を受けた場合であっても、受注者は、その<u>請負人等第三者</u>（以下「<u>委託先</u>」という。）の行為について、発注者に対し一切の責任を負う。 3 受注者は、受注者の<u>委託先</u>に対して、物品の製造・納入、安全の確保、公害の防止、環境の保全、秘密の保持、個人情報の安全管理等に関し、個別契約に定める受注者が負う義務と同等の義務を課すものとする。 4 受注者の<u>委託先</u>が物品の製造・納入にあたり十分な能力を有していないと認められるとき、または、その業務に関し法令に違反したときは、発注者は受注者に対しその理由を明示して必要な措置をとることを求めることができる。

変 更 前	変 更 後
(反社会的勢力への対応) 第24条 発注者または受注者が、個人であると団体であることを問わず、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、発注者または受注者は何らの催告を要しないで、個別契約の全部または一部を解除することができる。 (1) 発注者もしくは受注者、またはこれらの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「代表者等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき、またはあったとき。 (2) 発注者もしくは受注者、またはこれらの代表者等が反社会的勢力への資金提供を行ったとき、または反社会的勢力と密接な交際があるとき。 (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝えたとき。 (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。 (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたとき。 (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき。 (7) 受注者の下請負人もしくはその代表者等(下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む)、または発注者との契約履行のため	(反社会的勢力への対応) 第24条 発注者または受注者が、個人であると団体であることを問わず、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、発注者または受注者は何らの催告を要しないで、個別契約の全部または一部を解除することができる。 (1) 発注者もしくは受注者、またはこれらの代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「代表者等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき、またはあったとき。 (2) 発注者もしくは受注者、またはこれらの代表者等が反社会的勢力への資金提供を行ったとき、または反社会的勢力と密接な交際があるとき。 (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝えたとき。 (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき。 (5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をしたとき。 (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をしたとき。 (7) 受注者の委託先もしくはその代表者等(委託が数次にわたるときはそのすべてを含む)、または発注者との契約履行のために受

変 更 前	変 更 後
めに受注者もしくはその<u>下請負人</u>が使用する者が、前記各号に該当すると認められる場合で、受注者が関係解消に向けた是正措置を速やかに講じないとき。 2 受注者は、前項第7号に該当することが判明した場合、発注者に対して、速やかに報告するものとする。 3 発注者または受注者が、第1項により個別契約の全部または一部を解除した場合、相手方が損害をこうむっても、発注者または受注者はこれを一切賠償しないものとする。	注者もしくはその<u>委託先</u>が使用する者が、前記各号に該当すると認められる場合で、受注者が関係解消に向けた是正措置を速やかに講じないとき。 2 受注者は、前項第7号に該当することが判明した場合、発注者に対して、速やかに報告するものとする。 3 発注者または受注者が、第1項により個別契約の全部または一部を解除した場合、相手方が損害をこうむっても、発注者または受注者はこれを一切賠償しないものとする。

変 更 前	変 更 後
(下請負人等の情報管理) 第32条 受注者は、個別契約の履行のため、発注者の個人情報の取扱いを<u>委任または下請</u>する必要がある場合は、第7条第1項ただし書に基づき、事前に、発注者に対して書面により<u>下請負人等</u>および当該業務の内容等を通知し、発注者の承認を得なければならない。 2 前項の場合、受注者は、<u>下請負人等</u>に対し、発注者の個人情報の取扱いに関して、個別契約に定めるところと同様の内容を定めるとともに、<u>下請負人等</u>の管理を適切に行わなければならない。	(<u>委託先</u>の情報管理) 第32条 受注者は、個別契約の履行のため、発注者の個人情報の取扱いを<u>第三者に委任または請負わせる</u>必要がある場合は、第7条第1項ただし書に基づき、事前に、発注者に対して書面により<u>委託先</u>および当該業務の内容等を通知し、発注者の承認を得なければならない。 2 前項の場合、受注者は、<u>委託先</u>に対し、発注者の個人情報の取扱いに関して、個別契約に定めるところと同様の内容を定めるとともに、<u>委託先</u>の管理を適切に行わなければならない。

変 更 前	変 更 後
— 附 則 — 1. 本附則は、本約款を補完するものである。 2. 個別契約が、発注者と四国電力株式会社および四国電力送配電株式会社（以下、「四国電力」という。）との間の元請契約にかかる <u>委任・下請契約</u> である場合、以下によるものとする。	— 附 則 — 1. 本附則は、本約款を補完するものである。 2. 個別契約が、発注者と四国電力株式会社および四国電力送配電株式会社（以下、「四国電力」という。）との間の元請契約にかかる <u>委託契約</u> である場合、以下によるものとする。